

輪島市新型インフルエンザ等対策行動計画

(令和4年7月修正)

平成26年12月策定

輪 島 市

目 次

項 目	頁
はじめに	1
第1編 総論	3
1 新型インフルエンザ等の対策の目的	3
2 新型インフルエンザ等の対策の基本方針	4
3 新型インフルエンザ等の対策の実施上の留意点	5
4 新型インフルエンザ等の発生時の被害想定等	6
5 対策推進のための役割分担	7
6 行動計画の主要6項目	9
(1) 実施体制	10
(2) 情報収集と情報提供	11
(3) まん延防止に関する措置	11
(4) 予防接種	12
(5) 医療	15
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	16
7 発生段階	16
第2編 各論	18
I 未発生期	18
1 実施体制	18
2 情報収集と情報提供	19
3 まん延防止に関する措置	19
4 予防接種	20
5 医療	21
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	21
II 海外発生期	23
1 実施体制	23
2 情報収集と情報提供	24
3 まん延防止に関する措置	24
4 予防接種	24
5 医療	25
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	25
III 県内未発生期（国内発生早期）	27
1 実施体制	27
2 情報収集と情報提供	27
3 まん延防止に関する措置	28
4 予防接種	29
5 医療	29
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	29

項 目	頁
IV 県内発生早期	3 1
1 実施体制	3 1
2 情報収集と情報提供	3 2
3 まん延防止に関する措置	3 2
4 予防接種	3 4
5 医療	3 4
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	3 5
V 県内感染期	3 8
1 実施体制	3 8
2 情報収集と情報提供	3 9
3 まん延防止に関する措置	3 9
4 予防接種	4 0
5 医療	4 1
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	4 2
VI 小康期	4 4
1 実施体制	4 4
2 情報収集と情報提供	4 4
3 まん延防止に関する措置	4 5
4 予防接種	4 5
5 医療	4 6
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	4 6
(別添)	4 8
警戒本部の事務分掌表	4 9
段階別対策一覧	5 0
対策本部の組織図	5 1
(参考資料)	5 2
個人や事業者が実施できる具体的な感染防止策	5 3
国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	5 7
用語解説	6 0

はじめに

1 背景及び趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい感染症が発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が平成 24 年 5 月に制定、平成 25 年 4 月に施行された。

新型インフルエンザ等対策行動計画は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために定めるものである。

2 取り組みの経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年(2005 年)に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 21 年(2009 年)2 月に新型インフルエンザ対策行動計画の抜本的な改定を行った。

同年 4 月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16(人口 10 万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年(2011 年)9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年(2012 年)5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

石川県においては、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて、平成 17 年(2005 年)12 月に「石川県新型インフルエンザ対策行動計画」が策定され、その後、平成 21

年(2009年)3月及び平成24年(2012年)3月に改定されたところである。

輪島市においても、国及び石川県で策定した新型インフルエンザ対策行動計画等との整合を図りながら、大流行時における感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめ、市民の生命と健康を守るとともに、社会・経済機能の維持を図るために、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、平成21年(2009年)に策定した「輪島市新型インフルエンザ対策行動計画」の見直しを行い「輪島市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「本行動計画」という。)を策定するものである。

3 行動計画の位置づけ

本行動計画は特措法第8条の規定に基づく市町村の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画である。本行動計画は市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すものであり、政府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府行動計画」という。)及び石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)に基づく市町村の行動計画に位置付けられるものである。

本行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等の感染症
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、本行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、国は政府行動計画を県は県行動計画を随時変更するものとしており、本市においても必要に応じて、その都度、見直すものとする。

第1編 総論

1 新型インフルエンザ等の対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、県、本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等の対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

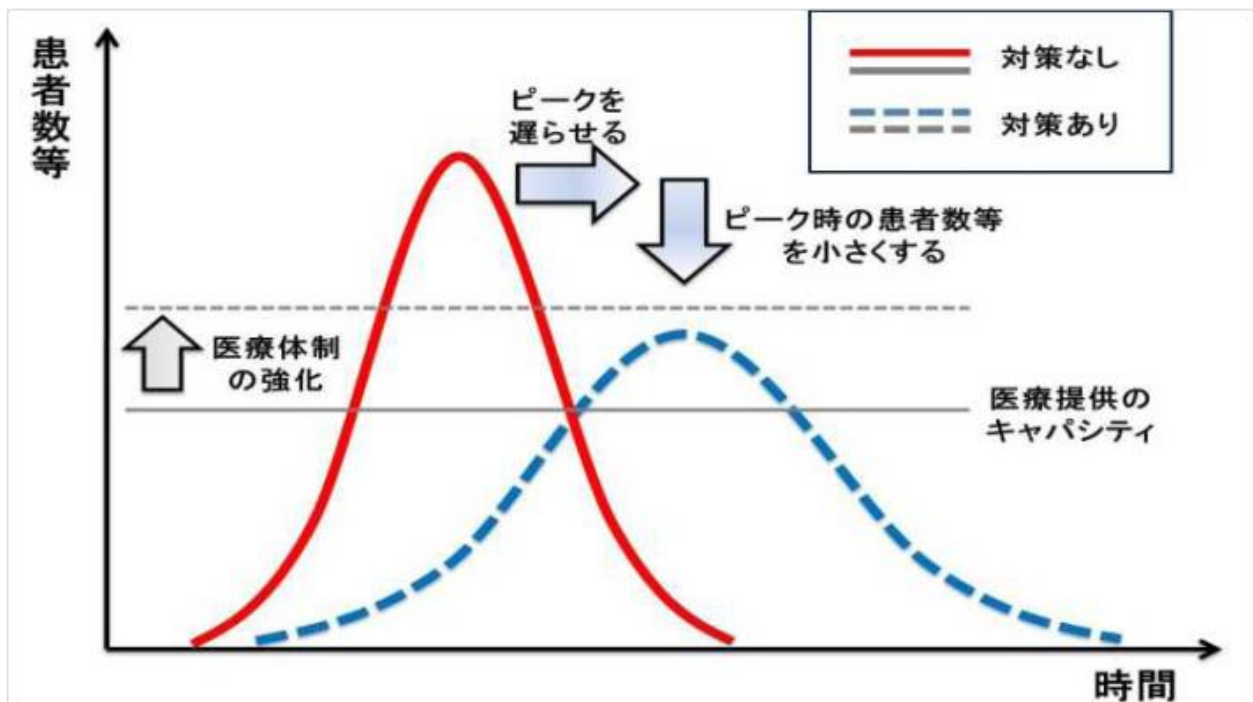
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のために時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにして、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



2 新型インフルエンザ等の対策の基本方針

新型インフルエンザ等の対策の目的は、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破綻に至らせないことにある。このため、本市において、県行動計画と整合性を保ち、迅速に対応できるよう対策を推進することとする。

発生前の段階では、市民に対する啓発や、市、事業者による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

発生当初の段階では、海外及び国内の発生状況に関する情報を、迅速かつ正確に収集し、市民への正確な情報提供に努めるほか、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する予防薬投与等を中心とし、感染拡大をできる限り抑えるなどの対策を行う。

さらに、感染が拡大してきた段階では、市、事業者は事前に定めた計画に従って、事業継続等に最大限の努力を行う。家庭・個人などにおいても、それぞれが適切に対応していくことが重要である。

本行動計画は、県行動計画を踏まえ、対策の基本方針を示すものであるが、新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではないことから、国や県の動向を見据えながら、本行動計画を見直し、修正を行うこととする。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策が決定される。そして、県ではそれらの対策を踏まえて、実施すべき対策が決定される。市としては、それらの内容に基づき、実施すべき対策を決定する。

国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。そして、県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。市としては、それらの内容に基づき、対策の見直しを行う。

事態によっては、政府の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び石川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

3 新型インフルエンザ等の対策の実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、または発生した時に、特措法その他の法令、本行動計画に基づき、県及び近隣の市町と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等の対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。県との連携のもと、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請を実施し、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携協力の確保

輪島市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要がある場合には、県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

4 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等の対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等の発生時の被害想定等

新型インフルエンザ等が発生した場合、人は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになる。新型インフルエンザ等の発生規模は、出現するウイルスの病原性や感染力の強さにより異なることから、現時点でその流行規模を予測することは難しい。

都市化の進行、人口の集中、国際的な輸送、交通網の発達などの社会情勢の大きな変化により、過去の流行に比べて感染速度はより速く、感染範囲はより広くなることが予想されることから、患者・重症患者の発生数もより多数に上ると考えられている。

流行規模については、米国疾病管理センターの推計モデルを基に、石川県は流行規模の推計を行っている。

県の想定をもとに、「人口の25%がり患し、流行が8週間続く」という仮定で推定し、本市の流行を次のように予測した。

〈輪島市の流行予測〉

全人口の25%がり患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計

医療機関を受診する患者数	輪島市における患者数		石川県における患者数		日本における患者数	
	3,000人~5,900人		120,000人~230,000人		1,300万人~2,500万人	
入院患者数	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	120人	480人	4,900人	19,000人	53万人	200万人
死亡者数	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	30人	150人	1,600人	5,900人	17万人	64万人

入院患者数及び死亡者数は、輪島市における医療機関を受診する患者数の上限値である5,900人を基に、過去に世界で起こったインフルエンザ大流行（パンデミック）のデータ：アジアインフルエンザ等を中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率2.0%）として、新型インフルエンザの病原性が中等度の場合と、重度の場合について推計

なお、これらの推計においては、新型インフルエンザ等のワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

社会・経済への影響について、市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患すると仮定するとピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等のため、出勤が困難となる者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤すると想定される。

5 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する。「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内の関係機関が実施する新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進する責務を有する。

また県は、新型インフルエンザ等の発生前から、「石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部」の枠組みを通じ、全庁的な取組を総合的に推進する。

各部局は、県行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合には、その段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

3 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者の支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

なお、本市は保健所を設置していないので、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、発生前から県能登北部保健福祉センターと連携を図っていく。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等の患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

5 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等の対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染症対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

7 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染症対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

8 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染症対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集と情報提供」、「(3) まん延防止に関する措置」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及

び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記載するが、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため危機管理の問題として、市は県及び近隣の市町等と相互に連携を図り、一体となって取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における県や関係部局間等の連携を図りながら、事前準備の進捗を確認し、全庁一体となった取組を推進する。

総務部や健康福祉部をはじめ、関係部局においては、関係機関等の連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

また、全部局においては業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。

政府対策本部及び県対策本部が設置された時には、直ちに、輪島市新型インフルエンザ等警戒本部を設置し、新型インフルエンザ等の対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止、社会機能維持を図る。

政府対策本部が特措法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には直ちに「輪島市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）に切り替え、政府の基本的対処方針に基づき、県が行う対策等に協力する。

市対策本部の構成、役割等は次のとおりとする。

構 成	本 部 長：市長 副本部長：副市長、教育長 本 部 員：各部局長 その他、本部長が必要と認めた者
役 割	① 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。 ② 国の基本的対処方針に基づいた市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。 ③ 国の基本的対処方針に基づく市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。 ④ 国の基本的対処方針に基づく市内発生時における社会機能維持に関すること。 ⑤ 国、県、近隣の市町、関係機関との連絡調整に関すること。 ⑥ 国の基本的対処方針に基づく市民に対する正確な情報の提供に関すること。 ⑦ 要配慮者への支援対策に関すること ⑧ 在宅療養患者への支援対策に関すること ⑨ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。
事務局	総務部・健康福祉部

(2) 情報収集と情報提供

新型インフルエンザ等の対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、県内外から系統的に収集・分析し判断につなげることが重要である。

流行の開始時期や規模等の情報は、医療体制等の確保に活用する。また、県内で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は医療機関における診療に役立てる。

新型インフルエンザの流行に備えた対策は、高病原性鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザのヒトへの感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ発生を示唆する重要な情報の一つである。

また、国等が行う鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスの保有状況やこれらの動物の間での発生の動向の把握に努める。

収集した情報については、新型インフルエンザ等の感染拡大防止の観点から、適宜、市民への情報提供を積極的に行い、情報を共有していくとともに、海外発生期の段階で重点的に広報を行うことによって、市民の不安を払拭し、パニックの防止に努める。

市民においては、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットやケーブルテレビ、新聞広告等の媒体を用いて、市民に迅速かつ理解しやすい内容で提供する。

本市は、観光地として、能登空港を利用して新型インフルエンザ等の発生国から観光客が来訪する可能性もあるため、県や関係機関と連携し新型インフルエンザ等に関する正確な情報を積極的に、可能な限り多言語により提供する。

学校については、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒及びその保護者等に丁寧に情報提供する。

必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する市民の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することを目的とする。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲におさめることにつなげる。

発生段階ごとに個人や地域・職場等において感染対策を普及する。

(ア) 個人における対策

新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力を行う。（健康観察、外出自粛の要請等）

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践する。

国が緊急事態宣言を発令し、県が緊急事態措置を行う地域に指定された場合、県が行う不要不急の外出の自粛要請等の周知に協力する。

(イ) 地域・職場における対策

県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

国が緊急事態宣言を発令し、県が緊急事態措置を行う地域に指定された場合、必要に応じ、施設の使用制限の要請に協力する。

(4) 予防接種

(I) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等の対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(II) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(ア) 特定接種の対象となり得る者

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる地方公務員

(イ) 対象となり得る者の基準

- ① 基本的には住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、市民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

- ② 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等の対策を実施する上での責務を担う指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ③ 指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ④ これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

(ウ) 基本的な接種順位

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護・福祉事業者を含む。）
- ④ それ以外の事業者
なお、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

(エ) 接種体制

- ① 実施主体
国・・・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる国家公務員
県・・・新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる県職員
市・・・新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる市職員
接種にかかる費用については、特措法第 65 条に基づき、実施について責任を有する者が支弁する。
- ② 接種方法
原則として集団的接種。
接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

(Ⅲ) 住民接種

(ア) 種類

- ① 臨時の予防接種

新型インフルエンザ等の緊急事態宣言がされている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行われる。

② 新臨時接種

緊急事態宣言がされていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

(イ) 住民接種の対象者

以下の 4 つの群に分類する。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、発生した新型インフルエンザ等の情報を踏まえて政府対策本部において決定される。

A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

(c) 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- (a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順
- (b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- (a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順
- (b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

(エ) 接種体制

市が実施主体となる。

原則として、集団接種とする。

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、関係団体等の協力を得る。

(IV) 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

(V) 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請する。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

市は、県等からの要請に応じ、その対策に適宜、協力する。

市は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

本人や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあり、この影響を最小限とできるよう、市は、特措法に基づき事前に十分な準備を行うことが重要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等の対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

各発生段階は石川県に準じて、次の6つに分類する。なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。

対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出された場合にも変化する。

国内の発生段階は WHO（世界保健機関）のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。

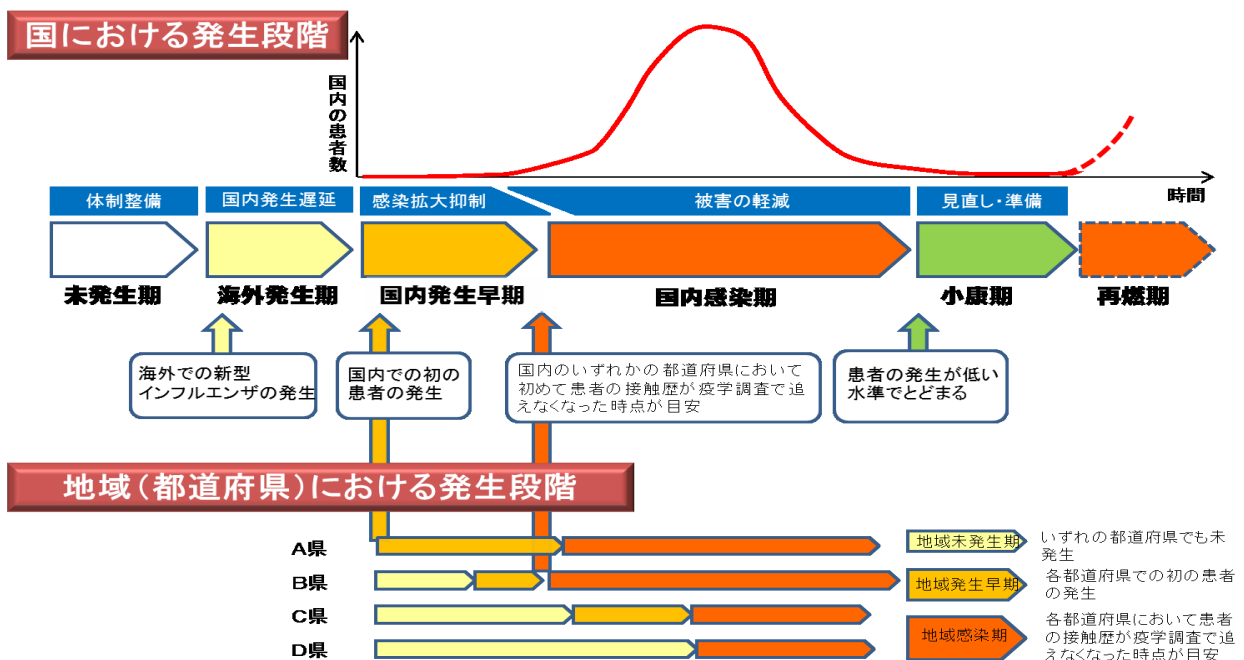
地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとされている。

<行動計画の発生段階>

流行状態	発生段階	
	県及び市行動計画	国行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期	海外発生期
国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態	県内未発生期	国内発生早期
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	県内発生早期	
県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態	県内感染期	国内感染期
新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

<参考> 国及び地域（都道府県）における発生段階

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



出典（新型インフルエンザ等対策政府行動計画）

第2編 各論（発生段階別対応計画）

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。新型インフルエンザ等が発生した場合、市は、政府が作成する基本的対処方針を踏まえ、県の方針に基づき対策を実施することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

I 未発生期

状 態	(1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 (2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目 的	(1) 発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 国及び県からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
対策の 考え方	(1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、及び他の市町等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。〔総務部、健康福祉部、その他全部局〕

(2) 体制の整備及び県・他の市町等との連携強化

市は、県・他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。〔庁内関係各課〕

2 情報収集と情報提供

(1) 情報収集

① 国や県等を通じて、新型インフルエンザ等に関する県内外の情報を収集する。

〔防災対策課、子育て健康課〕

② 家きん等の食育者等に異常の早期発見や早期通報を徹底するよう依頼する。また、野鳥等の不審死情報を把握するとともに高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について県等から情報収集を行う。〔農林水産課〕

(2) 情報提供

① 新型インフルエンザ等の基本的な情報や発生した場合の対策について、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ、新聞の折込チラシ等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。〔子育て健康課、関係各課〕

② 新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。〔子育て健康課〕

③ 国や県、関係機関とメールや電話を活用して、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報提供できる体制を構築する。さらにインターネットを活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

3 まん延防止に関する措置

(1) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

① 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生事例を踏まえ、本市におけるウイルス侵入の早期発見とまん延防止を図る。〔農林水産課〕

② 県からの連絡を受けた場合、輪島市高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに基づき、防疫対策本部を設置し、庁内連絡会議を設ける。〔農林水産課〕

(2) 対策実施のための準備

① 新型インフルエンザ等の基礎知識、一般的な予防、食料の備蓄等について、広報やホームページ、ケーブルテレビ等により周知を図る。〔子育て健康課、関係

各課]

- ② 市内の保育所、幼稚園、小・中学校及び子育て支援施設や職場等でのうがい、手洗い、マスクの着用など標準的予防策を周知し、飛沫感染防止等を図る。〔子育て健康課、教育総務課〕
- ③ 市は、国が緊急事態宣言を発令し、県が緊急事態措置を行う地域に指定された場合に県が実施する不要不急の外出の自粛要請の感染対策の理解促進に協力する。〔防災対策課、子育て健康課〕
- ④ 市は、市の施設の衛生資機材等（消毒薬、マスク等）の備蓄状況を把握し必要な対応をとる。〔防災対策課〕
- ⑤ 市は、県が国の行う防疫措置、疫学調査等水際対策についての連携強化に協力する。〔子育て健康課〕

4 予防接種

(1) 抗インフルエンザウイルス薬

医薬品の流通備蓄について、検討する。〔市立輪島病院〕

- (2) 国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 接種体制の構築

(ア) 特定接種

- ① 市は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。
- ② 市は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(イ) 住民接種

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、国及び県からの、技術的な支援を受け、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市・町以外の市町における接種を可能となるよう体制を整える。
- ③ 市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法についての「住民予防接種マニュアル」を作成する。

(4) 情報提供

県では、新型インフルエンザ等の対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、県民の理解促進を図る。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

5 医療

(1) 市は、県が進める地域医療体制の整備に協力する。

- ① 県の要請により圏域ごとに開催される地域連携会議に参加する。
- ② 県の要請により、帰国者・接触者外来の準備、入院患者の受入準備、また、個人防護具の準備など院内感染対策を進める。
- ③ 市は、能登北部医師会と連携し地域の医療状況の情報把握を行う。

(2) 県内感染期に備えた医療の確保、県の取り組みに市は協力する。

- ① 国等が示すマニュアルを参考に医療機関の規模に応じた診療継続計画を作成する。〔市立輪島病院〕
- ② 感染症指定医療機関及び公的医療機関として入院患者を優先的に受け入れる体制整備に協力する。〔市立輪島病院〕
- ③ 県が行う医療従事者等に対する県内発生を想定した研修や訓練に参加協力する。

(3) 臨時収容公共施設の調査

入院治療が必要な患者数の増大により、医療機関等の入院患者が収容能力を超えた場合に臨時的に収容できる施設の有無を調査する。〔総務課、監理課〕

(4) 高病原性鳥インフルエンザの人感染への対応

医療関係機関において、感染の疑いのある患者が来院した場合、能登北部保健福祉センターに連絡を取り患者の対応について相談し、必要な場合は、感染症指定医療機関等への受診を勧奨する。〔市立輪島病院、子育て健康課、地域生活課〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業の縮小、継続

- ① 事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や可能な範囲での業務の縮小について計画を策定する等十分な事前準備を行うよう要請する。〔庁内関係各課〕

② 市民生活及び市民経済の安定の確保に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。〔庁内関係各課〕

(2) 要配慮者等への支援

① 要配慮者を把握するとともに、食料及び生活必需品の確保等、具体的な支援策の整備を進める。〔総務課、防災対策課、子育て健康課、福祉課、地域生活課、市民課、監理課〕

② 介護の事業者に対して、生活に支障を来す要介護者等が訪問等のサービスが受けられるよう事業の維持を要請する。〔福祉課、子育て健康課、地域生活課〕

(3) 火葬能力等の確保

① 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について検討を行い、運営体制を整備する。〔環境対策課、監理課〕

② 感染症廃棄物の収集、処分について、その処理体制の検討を行う。〔環境対策課〕

Ⅱ 海外発生期

状 態	(1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 (2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 (3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目 的	(1) 国内の状況等を注視しつつ、県内発生が遅延と早期発見に努める。 (2) 国内・県内・市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の 考え方	(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 (2) 国等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 (4) 海外での発生状況については注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

1 実施体制

- (1) 市は、県が県警戒本部を開催した場合には、速やかに市長に報告する。〔防災対策課、子育て健康課〕
- (2) 「輪島市新型インフルエンザ等警戒本部」の設置
市内での患者発生時に備え、市長を本部長とする「輪島市新型インフルエンザ等警戒本部」を設置し、県と連携を図る。〔防災対策課、子育て健康課、庁内関係各課〕
- (3) 行動計画
本行動計画を必要に応じて随時見直しを行う。〔子育て健康課、庁内関係各課〕

2 情報収集と情報提供

(1) 情報収集

県等と連携して海外での新型インフルエンザ等の発生情報を収集するとともに国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

(2) 市民への情報提供

- ① 広報誌やホームページ、ケーブルテレビ、新聞の折込チラシ等により、新型インフルエンザ等の海外発生を周知する。〔総務課、子育て健康課〕
- ② 市内に居住する外国人、障害者、独居高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔総務課、子育て健康課〕
- ③ 市内の保育所、幼稚園、学校を通じ、園児、児童、生徒及びその家族に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子育て健康課、教育総務課〕

(3) 関係機関からの情報収集及び情報提供

国、県等の関係機関から新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、市民や医療関係機関等に提供する。〔子育て健康課〕

(4) 電話相談窓口

市は県からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、県が設置したコールセンターの周知等の適切な情報提供に努める。〔子育て健康課、地域生活課〕

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染予防とまん延防止対策

- ① 新型インフルエンザ等の基礎知識、一般的な予防、食料の備蓄等について、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ、新聞の折込チラシ等により広報を実施する。〔総務課、子育て健康課〕
- ② 発生地域への渡航自粛を市ホームページ等で広報する。〔子育て健康課〕
- ③ 市内の保育所、幼稚園、小・中学校及び子育て支援施設等でのうがい、手洗い、マスクの着用など標準的予防策を周知し、飛沫感染防止等を図る。〔子育て健康課、教育総務課〕

4 予防接種

(1) 接種体制

① 特定接種

・市は、国が特定接種の実施を決定した場合は、政府が基本的対処方針において定める特定接種の具体的運用等に基づき、市職員の対象者に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

・市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

・市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を基本として、事前に市行動計画等に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

③ 情報提供

・市は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

5 医療

(1) 医療体制

① 国や県の示した対処方針による対応を図る。

② 帰国者・接触者外来の要請を受けた場合は、市立輪島病院に専門の外来を整備し、感染症病床 4 床を対応病床とする。〔市立輪島病院〕

③ 市立輪島病院は市と連携して医薬品や感染防止物品の備蓄状況の確認を行う。〔防災対策課、市立輪島病院、子育て健康課〕

④ 市は、市内の新型インフルエンザ等の発生に備えて、能登北部医師会と連携し、地域の医療状況の情報を把握する。〔子育て健康課〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者への対応

市は、県が事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう要請したときは、必要に応じてこれに協力する。〔庁内関係各課〕

(2) 要配慮者等への支援

- ① 要配慮者を把握するとともに、食料及び生活必需品の確保等、具体的な支援策の整備を進める。〔総務課、防災対策課、子育て健康課、福祉課、地域生活課、市民課、監理課〕
 - ② 介護や福祉事業者に対して、生活に支障を来す要介護者等が訪問等のサービスが受けられるよう事業の維持を要請する。〔福祉課、子育て健康課、地域生活課〕
- (3) 火葬能力等の確保
- ① 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について、運営体制の準備を行う。〔環境対策課、監理課、福祉課〕
 - ② 感染症廃棄物の収集、処分について、関係業者等と連携を図り、その処理体制の準備を行う。〔環境対策課〕

Ⅲ 県内未発生期（国内発生早期）

状 態	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが県内では発生していない状態。
目 的	(1) 県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。 (2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の 考え方	(1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 (2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づいて、必要な対策を行う。 (3) 県内未発生であっても、政府対策本部が行う新型インフルエンザ等の緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。

1 実施体制

- (1) 海外発生期で設置済みの「輪島市新型インフルエンザ等警戒本部」の体制強化
緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部に移行するため、警戒本部から対策本部への移行準備をする。〔庁内関係部局〕
- (2) 行動計画
本行動計画を必要に応じて随時見直し対応する。〔子育て健康課〕

2 情報収集と情報提供

- (1) 新型インフルエンザ等の患者の発生動向について情報収集する。〔子育て健康課〕
- (2) 市民への情報提供
 - ① 県から発出される新型インフルエンザ等に関する情報について、市は、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいように配慮し、リアルタイムに情報提供する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

② 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する基本的知識、発生状況、予防策などの情報提供を行う。〔総務課、防災対策課、子育て健康課、地域生活課〕

③ 市内の保育施設、学校、職場での感染症対策についての情報を適切に提供するとともに、その家族に対しても、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子育て健康課、教育総務課、庁内関係各課〕

(3) 関係機関との情報共有

収集した情報について、県や関係機関とインターネットを活用しリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

(4) 電話相談窓口の体制

流行期に備え、電話相談窓口を土・日・祝日も実施し、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

感染が疑われる者や不安な市民に対し、新型インフルエンザ等についての正しい情報提供等を行う。ただし、感染が疑われる者等については、必要に応じて、県が示す受診方法等を紹介する。〔子育て健康課、地域生活課〕

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染予防とまん延防止対策

① 市民に対し、新型インフルエンザ等の基礎知識、予防、食料の備蓄等について、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ、新聞の折込チラシ等により広報を実施する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

② 発生地域への移動自粛を市ホームページ等で広報する。〔子育て健康課〕

③ 市内の事業所、保育施設、学校、福祉施設等に対し、うがい、手洗い、マスクの着用、人混みを避けること、時差出勤の実施など基本的な感染対策を周知し、飛沫感染防止等を図る。〔福祉課、子育て健康課、教育総務課〕

④ 県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の検討を行う〔子育て健康課、教育総務課〕

(2) 医療資器材の確保等

市内での流行に備え、必要とされる医療資器材等を確保し、確保した医療資器

材の集積場所を確保する。〔総務課、防災対策課、監理課、消防署、市立輪島病院、子育て健康課、地域生活課〕

(3) 集会等の自粛

市が主催する催し者等各種行事の自粛について検討する。〔庁内関係各課〕

(4) 食料・生活必需品の周知

社会機能の低下に備えて、生活上必要な食料・生活必需品の確保について市民に周知する。〔総務課、防災対策課、福祉課、子育て健康課、地域生活課〕

4 予防接種

(1) ワクチンの供給

県等と連携して、情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(2) 特定接種

市は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(3) 住民接種

市は、国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方や発生した新型インフルエンザの重症化しやすい者等に関する情報を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。また、市民へ接種に関する情報提供を開始する。

市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、健康センターや学校などの公的施設の活用や、医療機関に委託することで接種会場を確保し、原則として、当該市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

5 医療

(1) 医療体制

① 国や県の示した対処方針による対応を図る。

② 市立輪島病院に帰国者・接触者外来と感染症病棟を確保する。

③ 感染拡大期に備え重傷者の受け入れ可能な公共施設(感染症病棟)を検討する。

④ 患者数の増大により、一般の医療機関でも診療できる体制へ移行できるように、県から要請があった場合は、地元医師会に対して、医療機関相互の応援態勢を図るよう市は協力する。〔子育て健康課、地域生活課、福祉課、市立輪島病院〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者への対応

市は、県が事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう要請したときは、必要に応じてこれに協力する。〔庁内関係各課〕

(2) 要配慮者等への支援

- ① 要配慮者に対して、食料及び生活必需品の確保等を支援する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課、福祉課、地域生活課、市民課、監理課〕
- ② 介護サービスが必要不可欠な要介護者等に対して、引き続きサービスが受けられるよう、介護事業者に訪問サービス等の事業維持を要請する。〔福祉課、子育て健康課、地域生活課〕

(3) 火葬能力等の確保

- ① 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔環境対策課、監理課、福祉課〕
- ② 感染症廃棄物の収集、処分について、関係業者等と連携を図り、その処理体制の準備を行う。〔環境対策課〕

IV 県内発生早期

状 態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目 的	(1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた場合、積極的な感染対策等をとる。 (2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 (3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 (4) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、社会・経済機能の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 (5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 「市対策本部」の設置と体制強化

- ・市長を本部長とする市対策本部を設置する。〔庁内関係部局〕
- ・県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する

(2) 医療関係機関の連携強化

市内医療機関、医師会との各種協議を行い、新型インフルエンザ等に関する情報共有を図り、今後の課題を検討する。〔子育て健康課、地域生活課〕

2 情報収集と情報提供

(1) 能登北部保健福祉センターを通じて、市内での発生状況や入院患者数、死亡者数等の最新情報を収集する。〔子育て健康課〕

(2) 市民への情報提供

① 県等と連携して、新型インフルエンザ等に関する情報について、市は利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、具体的な対策等リアルタイムに情報提供する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

② 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

③ 市内の保育施設、学校、職場での感染対策についての情報を適切に提供するとともに、その家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子育て健康課、教育総務課、庁内関係各課〕

④ 電話相談窓口

市民等が必要とする情報を把握し、住民不安等に応じるための情報提供につとめる。〔子育て健康課、地域生活課〕

(3) 関係機関との情報共有

収集した情報について、県や関係機関とインターネットを活用しリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染予防とまん延防止対策

① 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。〔福祉課、教育総務課〕

② 患者の発生に際し、県が行う患者への対応（治療・入院措置等）、患者の同居者

等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置に、市は協力する。〔子育て健康課、地域生活課〕

- ③ 市内の事業所、保育施設、学校、福祉施設等に対し、うがい、手洗い、マスクの着用、人混みを避けること、時差出勤の実施など基本的な感染対策を周知し、飛沫感染防止等を図る。〔福祉課、子育て健康課、教育総務課、庁内関係各課〕
- ④ 発生地域への移動の自粛を市ホームページ等で広報する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

県内に緊急事態宣言がされている場合の措置

①外出自粛の要請等

県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

②施設の使用制限の要請等

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(2) 医療資器材の確保等

市内での流行に備え、必要とされる医療資器材等を確保し、確保した医療資器材の集積場所を確保する。〔総務課、防災対策課、監理課、消防署、市立輪島病院、子育て健康課、地域生活課〕

(3) 集会等の自粛

- ① 市が主催する催し者等各種行事を自粛する。〔庁内関係各課〕
- ② 感染拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛を協力要請する。〔庁内関係各課〕

(4) 食料・生活必需品の確保

社会機能の低下に備えて、生活上必要な食料・生活必需品の確保について協力を要請する。〔庁内関係各課〕

4 予防接種

(1) ワクチンの供給

県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備が行われる。市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(2) 特定接種

市は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(3) 住民接種

市は、国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方や発生した新型インフルエンザの重症化しやすい者等に関する情報を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。また、市民へ接種に関する情報提供を行う。

市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、健康センターや学校などの公的施設の活用や、医療機関に委託することで接種会場を確保し、原則として、当該市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5 医療

(1) 医療体制

- ① 国や県の示した対処方針による対応を図る。

- ② 市立輪島病院に帰国者・接触者外来における診療体制や感染症病棟（代替施設を含む）を確保する。

〔市立輪島病院〕

- (2) 医療スタッフの確保

医師会と協議して、現在従事していない医師・看護師等の有資格者を活用する。

〔市立輪島病院〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

- (1) 事業者への対応

市は、県が事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう要請したときは、必要に応じてこれに協力する。〔庁内関係各課〕

- (2) 要配慮者等への支援

① 要配慮者に対して、食料及び生活必需品の確保等を支援する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課、福祉課、地域生活課、市民課、監理課〕

② 介護サービスが必要不可欠な要介護者等に対して、引き続きサービスが受けられるよう、介護事業者に訪問サービス等の事業維持を要請する。〔福祉課、子育て健康課、地域生活課〕

- (3) 火葬能力等の確保

① 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について検討を行い、運営体制を整備する。〔環境対策課〕

② 要員を確保し、一般廃棄物処理機能の維持を図る。また、感染症廃棄物の収集及び処分について、関係業者等と連携を図り、その処分を行う。〔環境対策課〕

県内に緊急事態宣言がされている場合の措置

- (ア) 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

県は、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定（地方）公共機関においては、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に

対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

県は、指定（地方）公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(キ) 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

V 県内感染期

<p>状 態</p>	<p>(1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 (2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</p>
<p>目 的</p>	<p>(1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。</p>
<p>対策の 考え方</p>	<p>(1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 (2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 (4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 (5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 (6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

1 実施体制

(1) 市対策本部設置継続と体制強化

市対策本部の設置を継続し、体制の強化、予防及びまん延防止を徹底し、大規模な流行を抑制する対策を行う。

・緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。〔庁内関係部局〕

(2) 医療関係機関の連携強化

市内医療機関、医師会との各種協議を行い、新型インフルエンザに関する情報共有を図り、今後の課題を検討する。〔市立輪島病院、子育て健康課、地域生活課〕

2 情報収集と情報提供

(1) 情報収集

能登北部保健福祉センターと連携し、市内の患者発生数の情報を日単位で収集する。〔子育て健康課、地域生活課〕

(2) 市民への情報提供

① 市は、県等と連携して、新型インフルエンザ等に関する情報について、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、具体的な対策等をリアルタイムに情報提供する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

② 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

③ 市内の保育施設、学校、職場での感染対策についての情報を適切に提供するとともに、その家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子育て健康課、教育総務課、庁内関係各課〕

④ 電話相談窓口

市は、国が配布する状況の変化に応じた Q&A に基づき、市民等が必要とする情報を把握し、住民不安等に応じるための情報提供につとめる。〔子育て健康課、地域生活課〕

(3) 関係機関との情報共有

収集した情報について、県や関係機関とインターネットを活用しリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染予防とまん延防止対策

- ① 引き続き、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策等を実施するよう要請する。

〔庁内関係各課〕

- ② 県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。〔子育て健康課、教育総務課〕

- ③ 新型インフルエンザ等の患者に対して、自宅待機を要請するとともに、関係団体等の協力を得ながら、待機中の患者に対し必要な支援を行う。在宅で療養中の患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。〔総務課、防災対策課、市立輪島病院、子育て健康課、福祉課、環境対策課、地域生活課〕

- ④ 県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

〔庁内関係各課〕

- ⑤ 発生地域への移動の自粛及び発熱等の症状がある者の移動の自粛を市ホームページ等で広報する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

- ⑥ 集会・各種行事の自粛

市が主催する催し者等各種行事を自粛する。〔庁内関係各課〕

感染拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛を協力要請する。〔庁内関係各課〕

(2) 医療資器材の確保等

市内での流行に備え、必要とされる医療資器材等を確保し、確保した医療資器材の集積場所を確保する。〔総務課、防災対策課、監理課、消防署、市立輪島病院、子育て健康課、地域生活課〕

4 予防接種

- (1) ①県は、政府の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。

②市は、予防接種法第6条第3項に基づいて、新臨時接種を進める。

・緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

5 医療

(1) 医療体制

- ① 国や県の示した対処方針による対応を図る。
- ② 市立輪島病院の帰国者・接触者外来を継続し、感染症病床 4 床に一般病床 14 床を加え、対応病床の拡大を図る。
- ③ 入院治療は重症者を対象とし、それ以外の患者に対しては、在宅での療養を要請するよう県から関係機関へ連絡が入る。

(2) 医療スタッフの確保

医師会と協議して、現在従事していない医師・看護師等の有資格者を活用する。〔市立輪島病院〕

(3) 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(4) 公共施設への収容

県の要請を受けて、入院治療が必要な患者数の増大により、医療機関等の入院患者が収容能力を超えた場合に臨時的に収容できる施設等の受け入れに協力する。〔総務課、防災対策課、監理課〕

【医療に関する県の対策】

①患者への対応等

県は、国の要請を受けて、以下を実施する。

・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ

等の患者の診療を行う。

・入院治療は重症者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

・在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知する。

・医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

②医療機関等への情報提供

県は、国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供を継続する。

③抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県は、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ国備蓄分の配分を要請する。

④医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう警察本部に要請する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(イ) 臨時の医療施設等

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者への対応

① 県からの指示により、市内の事業者に対し、不急の業務等の縮小や職場での感染防止策を開始するよう要請する。〔庁内関係各課〕

- ② 県からの指示により、市民生活の維持に関わる事業者に対し、事業の継続に向けた取組みを要請する。〔庁内関係各課〕

(2) 市民への呼びかけ

- ① 市は県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- ② 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ③ 市は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

(3) 要配慮者等への支援

- ① 要配慮者に対して、食料及び生活必需品の確保等を支援する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課、福祉課、地域生活課、市民課、監理課〕
- ② 介護サービスが必要不可欠な要介護者等に対して、引き続きサービスが受けられるよう、介護事業者に訪問サービス等の事業維持を要請する。〔福祉課、子育て健康課、地域生活課〕

(4) 遺体の火葬・安置

- ① 感染による死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等（公共施設を含む）を直ちに確保する。〔環境対策課、監理課〕
- ② 市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、他の市町に対して広域火葬の応援協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。〔環境対策課、監理課〕

VI 小康期

状 態	(1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 (2) 大流行はいったん終息している状況。
目 的	(1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の 考え方	(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 市対策本部の廃止

市対策本部において、関係部局による流行に備えた対策等の検証並びに新たな流行に備えた対応等について報告を受け、協議する。〔庁内関係部局〕

市は、緊急事態解除宣言がされ、かつ県対策本部が廃止されたときは、市長の指示のもと市対策本部を廃止する。

(2) 行動計画

本行動計画の再評価を行い、計画の見直しを行う。〔子育て健康課〕

2 情報収集と情報提供

(1) 情報収集

① 能登北部保健福祉センターを通じて、市内の患者の発生情報を日単位で収集するとともに、入院患者数、死亡者数等の最新情報を収集する。〔子育て健康課〕

② 市は、再流行を早期に探知するため、保育施設、学校、福祉施設等での新型イ

ンフルエンザ等の集団発生の把握を継続する。

(2) 市民への情報提供

- ① 市民等への情報提供は、終息宣言まで継続して行う。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕
- ② 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕
- ③ 報道機関等に対し、適宜、市内の発生状況、対応状況について情報提供を行う。〔総務課、防災対策課〕

(3) 関係機関との情報共有

県や関係機関との情報共有の体制を維持する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課〕

(4) 電話相談窓口

相談件数の状況を見ながら電話相談窓口等の体制を縮小する。〔子育て健康課〕

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染予防とまん延防止対策

市内及び近隣地域の感染動向を踏まえ、県と連携し、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等各関係機関の再開等を行う時期について検討を行い、周知する。
〔庁内関係各課〕

(2) 医療資器材の確保等

必要に応じた医療資器材等の確保に努めるとともに、配備計画の見直しを図る。
〔総務課、防災対策課、監理課、消防署、市立輪島病院、子育て健康課、地域生活課〕

(3) 要配慮者等の支援

市民生活の状況を踏まえ、平常時の体制に移行する。〔総務課、防災対策課、子育て健康課、福祉課、地域生活課〕

4 予防接種

- (1) 住民接種
流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置
必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

5 医療

- (1) 医療体制
 - ① 国や県の示した対処方針による対応を図る。
 - ② 市立輪島病院は能登北部医師会と連携し、引き続き適切な医療を実施する。
 - ③ 県などと連携し、適正な時期に通常の医療体制に戻す。
- (2) 医療スタッフの移行等
医師会と協議して、臨時に応援を依頼していた医師・看護師等の有資格者等の協力要請を解除し、通常の医療スタッフによる医療行為へ移行する。〔市立輪島病院〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

- (1) 事業者への対応
これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう必要な支援を行う。〔庁内関係各課〕
- (2) 要配慮者等への支援
介助者がいない乳幼児、高齢者、障害者等を把握し、必要に応じて可能な支援に努める。〔総務課、防災対策課、子育て健康課、福祉課、地域生活課、市民課、監理課〕
- (3) 火葬能力等の確保
廃棄物処理及び遺体の対応等については、状況を見ながら、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に移行する。〔環境対策課〕

別 添

新型インフルエンザ等対策警戒本部の事務分掌表

本部長：市長
副本部長：副市長・教育長

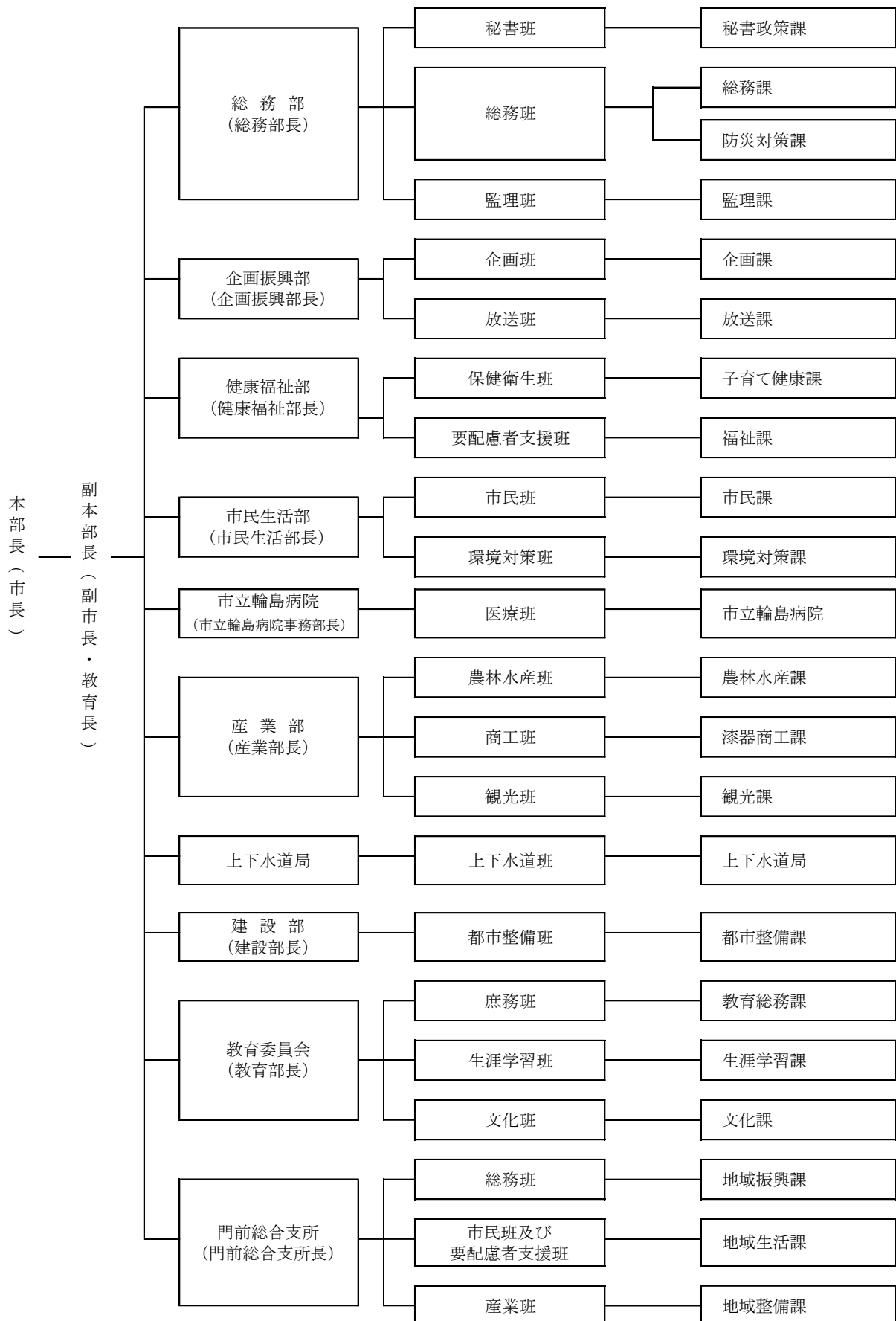
部	班	班員	分掌事項
総務部	秘書班	秘書政策課職員	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 在住外国人等に対する情報提供に関する事 3 渉外に関する事
	総務班(本部)	総務課職員	1 本部設置に関する事 2 本部会議の開催に関する事 3 新型インフルエンザ対策全般の調整に関する事 4 組織体制に関する事 5 市の業務継続計画の取りまとめに関する事 6 職員に関する事 7 広報(報道機関に関する発表)に関する事
		防災対策課職員	1 自衛隊への派遣要請に関する事 2 消防本部との連絡調整に関する事 3 部局関係団体への情報提供に関する事
	監理班	監理課職員	1 輸送用車輛の調達及び配車計画に関する事 2 物資の調達・輸送に関する事 3 患者収容施設及び遗体収容所の設置に関する事
企画振興部	企画班	企画課職員	1 広報わじまに関する事
	放送班	放送課職員	1 ケーブルテレビに関する事
健康福祉部	保健衛生班	子育て健康課職員	1 新型インフルエンザに関する情報収集・情報共有に関する事 2 広報(市民に対する広報)に関する事 3 市民からの相談対応・保健指導に関する事 4 ワクチンの接種に関する事 5 サーベイランスの協力に関する事 6 衛生材料等の調達・備蓄に関する事 7 児童福祉施設等への情報提供に関する事
			要配慮者支援班
市民生活部	市民班	市民課職員	1 生活支援物資の受給分配に関する事 2 部内事務の応援に関する事
	環境対策班	環境対策課職員	1 感染症廃棄物の収集処理に関する事 2 遗体の埋火葬に関する事
市立輪島病院	医療班	市立輪島病院職員	1 感染患者の適切な医療に関する事 2 発熱外来の設置と感染症病床の確保に関する事 3 医療従事者の確保と医師会との連携に関する事 4 緊急用医薬品及び衛生資材の斡旋に関する事 5 職員の健康管理に関する事
産業部	農林水産班	農林水産課職員	1 家きん・畜産等の感染症予防対策に関する事 2 野鳥のサーベイランスに関する事
	商工班	漆器商工課職員	1 関係団体への情報提供に関する事
	観光班	観光課職員	1 観光客の応急救済に関する事
上下水道局	上下水道班	上下水道局職員	1 上水道及び簡易水道の衛生維持に関する事
建設部	都市整備班	都市整備課職員	1 公営住宅入居者の応急救済に関する事
教育委員会	庶務班	教育総務課職員	1 部内各課との連絡調整及び部局関係団体への情報提供に関する事 2 市立小・中学校への情報提供に関する事
	生涯学習班	生涯学習課職員	1 関係団体への情報提供に関する事
	文化班	文化課職員	1 関係団体への情報提供に関する事
門前総合支所	総務班	地域振興課職員	1 部局関係団体への情報提供に関する事
	市民班及び要配慮者支援班	地域生活課職員	1 生活支援物資の受給分配に関する事 2 市民からの相談対応・保健指導に関する事 3 要配慮者(在宅高齢者)等への支援に関する事 4 サーベイランスの協力に関する事
	産業班	地域整備課職員	1 家きん・畜産等の感染症予防対策に関する事 2 野鳥のサーベイランスに関する事
庁内関係各課			1 業務継続計画に基づき、各事業実施に関する事

※災害対策本部事務分掌表を参考に作成

輪島市新型インフルエンザ等対策行動計画(段階別対策一覧)

		未発生期	海外発生期	県内未発生期 (国内発生期)	県内発生早期	県内感染期	小康期
情報収集	国や県が発信する情報を入手し、各関係部局で共有	○	○	○	○	○	○
	鳥インフルエンザ等の発生状況と情報収集	○	○	○	○	○	○
市民への情報提供	国や県が発信する情報を入手し効果的な手段で広報		○	○	○(強化)	○(強化)	○
	市内在住外国人や視覚障害者等へ情報提供		○	○	○	○	
	新型インフルエンザに関する正しい情報を広報		○	○	○	○	
	最新の発生状況・対策・受診方法等を広報		○	○	○	○	○
	電話相談窓口を設置		○	○	○(強化)	○(強化)	○(縮小)
	不要・不急の外出自粛の呼びかけ				○	○	
関係機関等への情報提供	各担当課より各施設・関係機関等へ情報提供		○	○(強化)	○(強化)	○(強化)	
	各担当課で関係機関の状況を把握			○	○	○	○
	不要・不急の業務の縮小や停止の検討を依頼		○	○	○(決定)	○(決定)	
	集会や催し物の延期や中止の検討を依頼		○	○	○(決定)	○(決定)	
	職場内感染防止策を依頼		○	○(強化)	○(強化)	○(強化)	○(強化)
	事業所職員の健康確認を依頼		○	○	○	○	○
公衆施設の感染防止策の強化	ポスターを掲示		○	○	○	○	○
	ハンドソープや消毒液の設置	○	○	○	○	○	○
	マスクの着用				○	○	○
	施設の清掃、消毒				○	○	○
市民の生活支援	電話相談窓口と同時に、生活支援相談窓口を設置		○	○	○(強化)	○(強化)	○(縮小)
	食料品、生活必需品の備蓄状況を点検	○	○				
	食料品、生活必需品の不足分を確保			○	○	○	
	関係課で要援護者台帳から対象者を把握	○	○				
	要支援者への生活支援体制の確認と準備			○	○	○	○
	保健所より在宅療養者の情報を得る				○	○	
	要支援者への食料品・生活必需品等の配分、配付等の実施				○	○	
本人、家族、地域からの要請に対応				○	○		
医療対策	市立輪島病院に発熱外来と感染症病棟を確保		○	○	○	○	
	感染拡大期に備え重症者の受入可能な公共施設(感染症病棟)の検討			○	○(決定)	○(決定)	
	医療従事者の保育影響調査等を行い保育施設確保の検討			○			
	医療従事者の保育施設等の確保				○	○	
埋火葬	火葬能力の維持	○	○	○	○	○	○
	遺体安置施設の選定		○	○			
	遺体安置施設の確保				○	○	○
市の事業	各課において通常どおり事業を実施	○	○				○
	事業継続計画の検討・策定	○	○				
	各課の継続計画に基づき事業を実施			○	○	○	

【対策本部 組織図】



参 考 资 料

個人や事業者が実施できる具体的な感染防止策
(事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインより抜粋)

- 新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。
 - ・ 対人距離の保持
 - ・ 手洗い
 - ・ 咳エチケット
 - ・ 職場の清掃・消毒
 - ・ 定期的なインフルエンザワクチンの接種

1 対人距離の保持

- 最も重要な感染防止策は、対人距離を保持することである。特に感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。

(目的)

- ・ 咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

- ・ 通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。

(方法)

- ・ 感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないよう、業務のあり方や施設の使用方法を検討する。

2 手洗い

- 手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することが推奨される。

(目的)

- ・ 本人及び周囲への接触感染の予防

(効果)

- ・ 流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

(方法)

- ・ 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。
- ・ 手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分

を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

3 咳エチケット

- 風邪などで咳やくしゃみが出るときに、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

（目的）

- ・ 咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

（効果）

- ・ 咳エチケットによって感染者の排出する飛沫の拡散を防ぐことができる。

（方法）

- ・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所が無いことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
- ・ 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

4 職場の清掃・消毒

（目的）

- ・ 周囲への接触感染の防止

（効果）

- ・ 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

（方法）

- ・ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便

座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。

- ・ 従業員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該従業員の机の周辺や触れた場所などを消毒剤により拭き取り清掃を行う。その際、作業者は必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、ぞうきんは、水で洗い、触れないようにする。

* 食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンについては、洗浄・清掃を行う。衣類やリネンに患者由来の体液（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。

* 壁、天井の清掃

患者由来の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はない。患者由来の体液が付着している場合、当該箇所を広めに消毒する。

* 床の清掃

患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウィルスの除去を行うために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。明らかに患者由来の体液が存在している箇所については、消毒を行う。

* 事業所の周辺の地面（道路など）

人が手であまり触れない地面（道路など）の清掃は、必要性は低いと考えられる。

(消毒剤について)

- ・ インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がり、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。

* 次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02~0.1w/v%（200~1,000ppm）の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。

* イソプロパノール又は消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。

5 定期的なインフルエンザワクチンの接種

(目的)

- ・ 通常のインフルエンザの罹患者による医療機関の混乱防止

(効果)

- 新型インフルエンザの発生時に、通常のインフルエンザに罹患し、自分が新型インフルエンザに感染したと誤解した者が発熱外来等を受診することで、医療機関において混乱が発生することが予想される。
- 新型インフルエンザと区別が付きにくい通常のインフルエンザ等の発熱性の疾患については、予防接種を受けることで、流行時の発熱外来の混雑緩和にもつながる。

(方法)

- 医療機関で通常のインフルエンザの予防接種を受ける。ただし、副反応のリスクを十分理解した上で接種を行う。

●国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

(石川県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋)

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1)-1 県の体制強化

県等は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係部局対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。(健康福祉部、関係部局)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する県内外の情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。(健康福祉部、農林水産部)

- ・国際機関 (WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO) 等)
- ・国立大学法人北海道大学 : OIE リファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・地方自治体

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県等は、県内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 県等は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や発生した市町と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉部、農林水産部、環境部)

(3)-2 県等は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉部、農林水産部、環境部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。（総務部、健康福祉部、教育委員会、関係部局）

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-2-1 疫学調査、感染対策

- ① 県等は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請。（健康福祉部）
- ② 県等は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。（健康福祉部）

(4)-2-2 家きん等への防疫対策

- ① 県は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場等の段階での衛生管理等を徹底する。（関係部局）
- ② 県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、国と連携して、石川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルに基づき、以下の対策を実施する。
 - ・国の支援を受け、防疫指針に即した県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行う。（農林水産部）
 - ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し自衛隊の部隊等による支援を要請する。（農林水産部、危機管理監室）
 - ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（県警本部）

(5) 医療

(5)-1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県等は、国の助言を踏まえ、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合には、医療機関に対し適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）
- ② 県等は、国から提供される検査方法に関する情報等により、保健環境センターにおいて亜型検査を実施するとともに、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。（健康福祉部）

③ 県等は、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 県等は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健福祉センター等に情報提供するよう医療機関等に周知する。（健康福祉部）
- ・ 県等は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。（健康福祉部）

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1（ソ連型）、A/H3N2（香港型）というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

〔一類感染症〕：エボラ出血熱、痘瘡(天然痘)、ペスト、ラッサ熱等

〔二類感染症〕：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）
鳥インフルエンザ(H5N1) 等

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病症、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行うすべての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。（リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）、ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）等）

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したものの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウィルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウィルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウィルスに対する免疫を獲得していないため、ウィルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウィルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウィルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに

異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 咳エチケット

風邪やインフルエンザ等を人にうつさないために、「咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむける」、「使用後のティッシュは、すぐにふた付きのごみ箱に捨てる」、「症状のある人は、マスクを正しく着用し、感染防止に努める」などを行うこと。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウィルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウィルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ ネグレクト

児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待のひとつ。食事や衣服を与えなかったり排泄物の始末を適切に行わないなど、長時間の保護放棄などを行うこと。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウィルスに暴露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウィルスに対する免疫をもっていないため、ウィルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウィルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機能の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウィルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

○ WHO

世界保健機関（World Health Organization の略）は、人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関（国連機関）である。